

## 遠野市商工観光振興資金利子補給要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、岩手県商工観光振興資金貸付要綱（岩手県制定。以下「県要綱」という。）の規定に基づき市内に事務所又は事業所を有する中小企業者に事業資金（運転資金又は設備資金（設備整備と同時期に行われる土地取得に要する資金を含む。））。以下同じ。）を貸し付けた取扱金融機関に対し、市が利子補給を行うことにより、もって市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「取扱金融機関」とは、遠野市中小企業振興資金融資あっせん条例施行規則（平成17年遠野市規則第144号）第2条第1項に規定する取扱金融機関をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、県要綱において使用する用語の例による。

（利子補給の対象）

第3条 利子補給の対象は、県要綱第4の規定に基づく資金の使途、貸付限度額、貸付期間、その他貸付の条件に従い、取扱金融機関が貸付対象者に対する貸付けに係る利子とする。

2 前項の規定に関わらず事業資金の貸付けを受けた貸付対象者が県要綱第4の3に規定する貸付期間を延長したときは、当該延長期間における利子補給は行わないものとする。

（利子補給契約）

第4条 利子補給は、市と取扱金融機関との間に締結する利子補給契約に定めるところにより行うものとする。

（利子補給金の額）

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上半期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下半期」という。）における事業資金（延滞金を除く。）について、当該事業資金の貸付けの約定日償還による未償還残高に対して年1.0パーセントの割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 貸付対象者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた者、その他遠野市中小企業振興資金融資金利子補給規則（平成17年遠野市規則第120号）第4条第2項に規定する者のいずれかに該当する場合であつて、当該事業資金の使途が設備資金の場合は、当該支給する利子補給金の額は、融資金残額に対し年1.5パーセントの割合を乗じて得た額の合計額とする。

（利子補給の申請）

第6条 利子補給を受けようとする取扱金融機関は、貸付の決定の日から7日前までに遠野市商工観光振興資金利子補給承認申請書（様式第1号）に当該貸付対象者に係る以下に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）納税状況確認承諾書

(2) 金銭貸借契約書又は貸付に係る申込書の写し

(3) 納期の到来した市税を完納していることを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、遠野市商工観光振興資金利子補給承認通知書（様式第2号）により当該申請を行った取扱金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第7条 取扱金融機関は、利子補給金を請求しようとするときは、上半期に係るものについては7月31日までに、下半期に係るものについては翌年1月31日までに、遠野市商工観光振興資金利子補給金請求書（様式第3号）に利子補給金計算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求があった日から30日以内に当該請求をした取扱金融機関に利子補給金を支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第8条 市長は、利子補給に係る事業資金の貸付けを受けた小規模企業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱金融機関に対する利子補給金を打ち切ることができる。

(1) 県要綱第5の規定により貸付決定を取り消されたとき。

(2) 事業資金の償還を3箇月以上怠ったとき。

(3) 市内に住所又は事業所を有しなくなったとき。

(4) 納期の到来した市税の滞納があるとき。

(5) その他不正の事実があったとき。

2 市長は、取扱金融機関の責めに帰すべき理由により、取扱金融機関が第4条の規定による利子補給契約に違反したときは、当該取扱金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（貸付状況の報告等）

第9条 取扱金融機関は、毎月15日までに、前月における利子補給に係る商工観光振興資金の貸付状況を商工観光振興資金貸付状況報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

2 取扱金融機関は、市長が利子補給に係る事業資金に関し報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の遠野市商工観光振興資金利子補給要綱の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した申請に係る利子補給金から適用し、施行日前に受理した申請に係る利子補給については、なお従前の例による。



年 月 日

遠野市長 様

取扱金融機関名

遠野市商工観光振興資金利子補給承認申請書

岩手県商工観光振興資金貸付要綱の規定に基づき貸付けをした事業資金に係る利子補給を受けたいので、遠野市商工観光振興資金利子補給要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

貸付対象者		貸付金額	貸付利率	貸付年月日	最終償還日	貸付の形式
住所	氏名					

※添付書類

- (1) 納税状況確認承諾書
- (2) 金銭貸借契約書又は貸付に係る申込書の写し
- (3) 納期の到来した市税を完納していることを証する書類



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

取扱金融機関

住 所

名 称

代表者職氏名

㊤

遠野市商工観光振興資金利子補給金請求書

遠野市商工観光振興資金利子補給金の交付を受けたいので、利子補給金計算書を添えて次のとおり請求します。

利子補給請求額 円

振込先 金融機関名  
支店名  
口座名義（フリガナ）  
口座の種別  
口座の番号

備考 利子補給計算書には、決定番号、貸付の相手方、貸付金額、貸付期間、利子補給率、元本残高、計算期日、日数、利子補給金額等を明記するものとする。

年 月 日

遠野市長 様

（取扱金融機関名）

代表者名

商工観光振興資金貸付状況報告書

遠野市商工観光振興資金利子補給要綱第9条の規定により、 月 月末現在の貸付状況を次のとおり報告します。

1 貸付状況

	金額	人数
前月末貸付残高 (A)	円	人
当月貸出高 (B)	円	人
当月償還額 (C)	円	人
貸付現在 ( 月末) 残高 (A + B - C)	円	人

2 延滞状況

延滞者氏名	貸付額	償還済額	延滞額	延滞状況	備考

3 貸付状況に対する意見